

特別企画

アドバイスに役立つ 配偶者に関する控除と 年収の壁の基礎知識



配偶者控除や配偶者特別控除は、納税者や配偶者の所得金額が一定以下でなければ受けられない。その境目の金額を「年収の壁」という。6つの年収の壁を見たとうえで、お客様へのアドバイスのポイントを解説する。

税理士 佐藤正明
社会保険労務士



手厚い保証が 得られることを踏まえ 長期的視点で検討

個 人における所得税の所得計算で一定額を差し引ける仕組みを「所得控除」という。

この所得控除には15種類あるが、中でも配偶者に関する控除には、配偶者控除と配偶者特別控除の2つがある。

納税者が配偶者を扶養している場合、年齢や収入などの条件を満たせば配偶者控除、配偶者特別控除等の適用が受けられるというわけだ。

・配偶者控除（控除額〓38万円〓13万円。年末時点で70歳以上なら48万円〓16万円）

納税者本人の合計所得金額が1000万円（給与収入195万円）以下で、配偶者の年間所得額が48万円（給与収入103万円）以下なら適用できる。

・配偶者特別控除（控除額〓38万円〓1万円）

納税者本人の合計所得金額が1000万円（給与収入1

195万円）以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円（給与収入103万円超約201.5万円）以下なら適用できる。

そのため、配偶者控除の適

用を受けられなくても、配偶者特別控除の適用を受けられるケースがある。

このように、配偶者控除や配偶者特別控除は、納税者や配偶者の所得金額が一定以下でなければ受けられない。

配偶者の収入が増えると、これらの所得控除が受けられず、納税の負担が生じる。さらに、収入が増加して年収が106万円や130万円を超えることにより、社会保険料が発生し家計に大きな影響が及ぶ。

そのため労働意欲やスキルがあるにもかかわらず、所得が一定以下になるように調整して働く人が存在し、その境目の金額が「年収の壁」と呼ばれているのだ。

6つの年収の壁が 働く者の活躍を妨げる

具体的には6つの壁があり、本人が厚生年金適用事

業所に勤務するパート、配偶者が会社員」と仮定した場合の本人の給与収入で示すと次のようになる。

①100万円の壁（市町村によつて異なる）

本人に住民税の納付義務が生じる。

②103万円の壁
本人に所得税の納付義務が生じ、配偶者は配偶者控除を受けられなくなる。

③106万円の壁
本人に社会保険料（厚生年金保険料・健康保険料等）の納付義務が生じる。年金制度上は第3号被保険者から第2号被保険者となり、配偶者の会社の健康保険制度の被扶養者から外れる。

ただし、現時点の対象者は従業員数が常時101人以上の企業で（2024年10月からは従業員数が常時51人以上の事業所で働く人）働き、雇用期間が2カ月を超え（見込

図表1 配偶者控除・配偶者特別控除と控除額

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額（給与年収）		
		900万円以下 (1,095万円以下)	950万円以下 (1,145万円以下)	1,000万円以下 (1,195万円以下)
配偶者の合計所得金額（給与年収）	配偶者控除			
	48（103）万円以下 （70歳以上）	38万円 （48万円）	26万円 （32万円）	13万円 （16万円）
	配偶者特別控除			
	48（103）万円超	38万円	26万円	13万円
	95（150）万円超	36万円	24万円	12万円
	100（155）万円超	31万円	21万円	11万円
	105（160）万円超	26万円	18万円	9万円
	110（166.8）万円超	21万円	14万円	7万円
	115（175.2）万円超	16万円	11万円	6万円
	120（183.2）万円超	11万円	8万円	4万円
	125（190.4）万円超	6万円	4万円	2万円
	130（197.2）万円超	3万円	2万円	1万円
	133（201.5）万円超	0	0	0

（出所）著者作成